特定非営利活動法人　日本ネパール友好協会　定款

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人日本ネパール友好協会という。

（事務所）

第２条　　この法人は、主たる事務所を東京都立川市柴崎町５丁目１７番２号に置く。

２　　前項の他、総会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

（目的）

第３条　　この法人は、日本とネパール間の友好関係をより深く、円滑にすすめ、あわせて両国の文化、宗教、教育、政治経済、産業について相互の情報交換をはかり、世界平和と両国間で築かれてきた基本的事項について前進と発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）まちづくりの推進を図る活動

（３）社会教育の推進を図る活動

（４）文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（５）環境の保全を図る活動

（６）災害救助活動

（７）国際協力の活動

（８）以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）ネパール国にインフォメーションセンターを建設すること及びその維持管理

（２）文化、芸術のＰＲ及び交流会の開催

（３）医療及び防災に関する助成

（４）教育事業の発展と教育交流のための助成

（５）生活の向上に関する助成

（６）環境汚染防止に関する研究及び助成

（７）姉妹都市に関する研究

（８）機関紙の刊行

(９)その他目的を達成するために必要な事業

2　この法人は、次の収益事業を行う。

(１)文化交流を主としたチャリティーショウ

(２)環境リサイタルショップ

(３)バザーの開催

(４)インターネット等による美術・工芸品の販売

3　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第２章　会　員

(種別)

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(１)正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人または法人

(２)賛助会員　この法人の事業を援助する個人または法人

(３)名誉会員　この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者

(入会)

第７条　正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、この法人の目的を理解し、積極的に協力される善良な個人又は法人であるものとする。

2　正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3　会長は、前項の申込があったとき、そのものが第１項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　会長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第８条　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2　特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格の喪失)

第９条　正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、資格を喪失する。

(１)退会届の提出をしたとき

(２)本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、または会員である団体が消滅した

とき

(３)継続して３年以上会費を滞納したとき

(４)除名されたとき

(退会)

第１０条　正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第１１条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(１)この定款等に違反したとき

(２)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第１２条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役　員

(種別及び定数)

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

(１)理事　３名以上２０名以内

(２)監事　１名

２　理事のうち１人を会長、１人を副会長、１人を常任理事とする。

(顧問・相談役)

第１４条　この法人には顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問及び相談役は会長が推薦し、理事会の承認を得て委譲する。

(選任等)

第１５条　理事及び監事は、総会において選任される。

２　会長、副会長、常任理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第１６条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、職務を代行する。

3　常任理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の事務を処理するとともに、副会長に事故あるときは、理事会があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は次に掲げる職務を行う。

(１)理事の業務執行の状況を監査すること

(２)この法人の財産の状況を監査すること

(３)前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産の状況に関し、不正の好意又は法令または定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(４)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(５)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第１７条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4　前３項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第１８条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第１９条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(１)心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき

(２)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第２０条　役員は、その３分の１の範囲内で報酬を受けとることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第４章　会　議

（種別）
第２１条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。
（総会の構成）
第２２条　総会は正会員をもって構成する。
（総会の機能）
第２３条　総会は、以下の事項をもって議決する。
（１）定款の変更
（２）解散及び合併
（３）事業計画及び収支予算並びにその変更
（４）事業報告及び収支予算
（５）役員の選出又は解任、職務及び報酬
（６）入会金及び会費の額
（７）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（８）事務局の組織及び運営
（９）その他運営に関する重要事項
（総会の開催）
第２４条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
（３）監事が第１５条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき
（総会の招集）
第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、会長が招集する。
２　会長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（総会の議長）

第２６条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開催することはできない。

（総会の議決）

第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び時間

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の機能）

第３２条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の決議した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３３条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき
（２）理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第３４条　理事会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第２号の場合にはその日から７日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３５条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

（理事会の表決権等）

第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条および次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者及び出席者名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議事の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資　産

（構成）

第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）会費及び入会金
（３）寄附金品
（４）財産から生ずる収入
（５）事業に伴う収入
（６）その他の収入

（区分）

第４０条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の２種とする。

（管理）

第４１条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第６章　会　計

（会計の原則）

第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第４３条　この法人の会計は、次の通り区分する。
（１）特定非営利活動に係る事業会計
（２）収益事業会計

（事業年度）

第４４条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４５条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４６条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

（予備費）

第４７条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４８条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたとき、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる、。

（事業報告及び決算）

第４９条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第５０条　予算を持って定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５１条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５２条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の議決

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産

（６）所轄庁による認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び賛助会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選定）

第５３条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第５４条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残余する財産は、この法人と類似の目的をもつ他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第５５条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５６条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第５７条　この法人に、この法人の事務処理を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長並びに必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５８条　事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

（組織及び運営）

第５９条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第１０章　雑則

（細則）

第６０条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

１　この定款は、この法人成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１７条第１項の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成１３年３月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４５条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

５　この法人の設立当初の入会金、会費は第８条の規定にかかわらず、別に定める。

付則(平成１９年４月１日改正)

１　平成１９年５月１日より施行する。

付則(平成２５年４月１０日改正)

１　平成２５年７月３０日より施行する。

付則(平成２６年５月１３日改正)

１　平成２６年８月１日より施行する。

別表　　設立当初の役員

役職名	氏　　名
会　　長	武　本　　孝　史
副　会　長	佐　藤　　寿　宏
常任理事	金　髙　喜　久　治
理　　事	下　田　　園　司
監　　事	山　口　　貴　士

別表　　設立当初の会費規程

本会は、定款第８条の規定に基づき、会員の会費規程を次のとおり定める。

（入会金）

第１条　　正会員の入会金は、次のとおり定める。

（１）法人及び団体　　２０，０００円

（２）個人　　１０，０００円

（３）ネパール人　　３，０００円

（会費）

第２条　　正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

（１）法人及び団体　　１０，０００円

（２）個人　　１０，０００円

（３）ネパール人　　３，０００円

第３条　　賛助会員は、賛助会費を納めるものとする。

（１）法人及び団体　　３０，０００円

（２）個人　　２０，０００円

（臨時会費）

第４条　　臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

（入会金及び会費の納入）

第５条　　会費の納入は年１回とし、毎年度５月末日までに前納しなければならない。但し、新規会員は、入会時に入会金及び会費を納入するものとする。